

令和 7 年 第 1 回 神 崎 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 7 年 3 月 13 日 (木曜日) 午後 1 時 30 分開議

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 11 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 12 号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 13 号 | 神崎町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 14 号 | 神崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 15 号 | 神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 16 号 | 神崎町布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 17 号 | 神崎町消防団条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 18 号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第 9 | 議案第 19 号 | 神崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 27 号 | 令和 7 年度神崎町一般会計予算 |
| 日程第 11 | 議案第 28 号 | 令和 7 年度神崎町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第 12 | 議案第 29 号 | 令和 7 年度神崎町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第 13 | 議案第 30 号 | 令和 7 年度神崎町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 14 | 議案第 31 号 | 令和 7 年度神崎町水道事業会計予算 |

追加議事日程

- | | | |
|-----|----------|-----------------|
| 第 1 | 議案第 32 号 | 工事請負契約の変更について |
| 第 2 | | 特別委員会の設置及び委員の選任 |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（９名）

1 番	池田	孝幸	君	2 番	鈴木	司	君
3 番	椿	浩一	君	4 番	大原	秀雄	君
5 番	高柳	智	君	7 番	鈴木	節子	君
8 番	石橋	伸一	君	9 番	高橋	正剛	君
10 番	寶田	久元	君				

欠席議員（１名）

6 番 荒井 葉一 君

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	椿 等 君	総 務 課 長	廣瀬 裕 君
教 育 長	小川 泰求 君	町 民 課 長	澤田 達也 君
総務課企画財政担当課長	池上 至人 君	まちづくり課主幹	椿 一星 君
まちづくり課長	石橋 正彦 君	教 育 課 長	堀越 浩 君
保 健 福 祉 課 長	浅野 憲治 君	会 計 管 理 者	瀧川美恵子 君
教育委員会主幹	大野 和義 君		

職務により出席した者

事 務 局 長	本宮 賢 君	書 記	古里 卓実 君
---------	--------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（高柳 智君） ご苦労さまです。5日に引き続き会議を再開いたします。

ただ今の出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

また、6番 荒井葉一議員から、所用により出席できない旨の欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

（午後1時30分）

○議長（高柳 智君） お諮りします。休会中に町長より、議案第32号 工事請負契約の変更についてが提出されました。また、神崎町議会委員会条例第4条において、議長において必要があると認めるときは、特別委員会を置くことができるとあり、補正、当初予算審議を通じ、町道成田神崎線道路新設事業に関し新たな特別委員会を設置することにいたしました。それぞれを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。

議案第32号並びに特別委員会の設置及び委員の選任を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び議案等を配付させます。

（追加日程及び議案等の配付）

○議長（高柳 智君） 配付漏れはございませんか。

◎日程第1 議案第11号の質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第1 議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明が終了しておりますので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） お諮りします。討論を終結し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第1 議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第12号の質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第2 議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明が終了していますので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） お諮りします。討論を終結し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第2 議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第13号の質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第3 議案第13号 神崎町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明が終了していますので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） この報酬を上げたことによる影響額は幾らになりますか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

年間約600万円から1,050万円ということで、年に450万円ほど増加する見込みとなっております。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第3 議案第13号 神崎町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第14号の質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第4 議案第14号 神崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明が終了していますので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） 扶養手当についてお尋ねします。配偶者の就労を促すために、配偶者の扶養手当を縮小・削減し、その代わり、子どもの扶養手当を増額するという、その方向性は正しいとは思いますが、病気等で働けない配偶者の扶養手当も一律になくすのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

今回の条例につきましては、ご指摘のとおり、病気等につきましても併せて減額するということになります。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） これについても影響額を教えてください。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

今回の条例改正に伴いまして、扶養手当、そして地域手当等も加算されることに伴いまして、年間680万円程度、増額されるものと見込んでおります。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 地域手当について説明をお願いします。私、神崎町の職員は地域手当は今までついていないと認識していました。成田市やその上の大きい市には地域手当がついているということですが、この地域手当について説明をお願いします。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えいたします。

地域手当につきましては、公務員や一部の企業の従業員に対しまして、勤務地の物価や生活費の違いを考慮して支給される手当であります。今まで神崎町においては支給されておりましたが、令和6年度の人事院勧告によりまして、神崎町、地域手当の支給対象地域となっております。国による地域手当の支給対象地域の広域化が図られました。それにより、千葉県神崎町、4%の支給地域となりました。ただし、令和10年3月31日まで経過措置がとられておりまして、国が示した支給割合によりまして、令和7年度は2%の支給を予定しております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 今の説明で人事院勧告と言いましたが、今までは神崎町みたいな小さな町はなくて、それで、千葉県全体、これは日本全国、全部の小さな町村にも地域手当がつくようになったんですか。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えいたします。

千葉県の全域が地域手当の支給地域となりました。全国に関しては、今、手元に資料がございません。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第4 議案第14号 神崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第15号の質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第5 議案第15号 神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明が終了していますので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） 賦課限度額を引き上げるということは、そう遠くない時期に国保税の値上げが予定されているということでしょうか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） ご質問に答えさせていただきます。

今回の賦課限度額の引上げに関しましては、国民健康保険法の施行令の改正というところでございます。税率等につきましては今後の国保会計等の状況を見ながら判断していきたいということで、これが上がったから税率が上がるという、イコールのものではございません。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(高柳 智君) 賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(高柳 智君) お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(高柳 智君) 異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第15号 神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(高柳 智君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第16号の質疑、採決

○議長(高柳 智君) 日程第6 議案第16号 神崎町布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明が終了していますので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

7番 鈴木議員。

○7番(鈴木 節子君) 布設工事監督者の資格要件についてお尋ねします。高等学校卒業のところに、高等学校等として中学校卒業も含んでいるようですが、水道技術の経験年数が長ければよいということなののでしょうか。これは前々からそうなのか、昨今の人手不足から出てきたのか、お聞きしたいと思います。

○議長(高柳 智君) 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹(椿 一星君) お答えさせていただきます。

今回の改正につきましては、学歴学科要件及び実務経験年数等を、卒業した学歴等に応じて実務年数を細分化することで、より人材を確保しやすくするための改正というものでございます。

以上です。

○議長(高柳 智君) ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） お諮りします。討論を終結し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第6 議案第16号 神崎町布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第17号の質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第7 議案第17号 神崎町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明が終了していますので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） まず1つが、今回の改正は、神崎町消防団の全ての階級を対象としたものになるのか。

もう1つ、改正の対象となる消防団員数を教えてください。

もう1つ、消防団員全員に一律で報酬額を引き上げるのですか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

消防団につきましては、階級としまして、現在、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、団員と6つに分かれてございます。今回対象となるのは、最後に申し上げた団員分ということになります。

今回対象となる人数としましては、今、消防団の定員が187名ということになっておりますので、この187名ということでございます。

対象となる団員については全て一律で3万6,500円に引き上げられるというものになってございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） それでは、今、団員だけという説明がありましたけども、なぜ本部役員並びに役職者を対象外としたのでしょうか。

あともう1つ、今回の報酬の引上げで、一般会計に係る影響額を教えてくださいというところです。

先ほど一律という返答がありましたけども、参考資料の中で、一定の活動なり、部長との協議なりというような言葉があったと思うんですが、その辺も併せて、もう一度確認させてください。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） 最初に訂正させていただきます。先ほど団員数187名と申し上げましたが、これは団長等を含めた数でございまして、団員数としましては175名となります。

影響額につきましては、224万8,000円ですね、こちらの額となっております。

反問権。

○議長（高柳 智君） どうぞ。

○総務課長（廣瀬 裕君） すみません、ちょっと聞きそびれてしまいましたので、もう一度質問をお願いします。

○3番（椿 浩一君） 今、団員175名という話がありましたけども、その175名全員一律で報酬を3万6,500円に上げると。何の条件もなしに報酬を上げるのかというところです。

また、本部役員並びに役職者を対象外にしたのはなぜですか。

以上です。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） 今回、団員の処遇改善、さらに、近年、消防団員の成り手不足が問題となっております。こういったものを改善するために、団員につきましては一律1万1,500円を引き上げるというものでございます。

また、団員のみ引き上げた理由としましては、国の示している報酬額に対しまして、

現在、神崎町の消防団員の手当としましては、団員のみが国の示している基準を下回っております。そういったことから、今回、団員のみで報酬額の引上げを行っております。

そのほかの役職、階級の皆さんにつきましては、国の示している額を上回った額が支給されているということで、現在、こちらについては引上げは実施しないということでございます。

○議長（高柳 智君） 3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） すみません、3回目なんですけど、くどく聞きますが、175名全員、一律で上げるということよろしいですね。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） はい、消防団に所属されている団員につきましては、一律で引上げということで考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） じゃあ、本部役員の人数。あのね、今の議論を聞いていたら、団員が全部で187名、団長・副団長も入れて。それで、今回は団員の175名とすると、これを引くと12名が本部役員にいるのかなと思いますが、最近、出初めあたりに招待されたとき、本部役員が大分いるなというわけです。私の頃は5名だったのですが。

団長から本部役員は、火災があった場合には大分出動や出る機会が多いので、それでも神崎の本部役員の費用は周りから見ると上だということですが、団長・副団長で年間幾らくらいになるのかね。相当出るみたいですが、ほかから見ても、総務課長の話では高いというわけだったですから、今回は据え置きだと、まず本部役員が何名か。団長・副団長の年間の報酬はどのくらいなのか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

各階級の人数につきましては、団長1名、報酬年額が12万7,000円。副団長2名、報酬額としましては8万8,900円。分団長が2名、6万3,500円。副分団長が2名で、今、欠員が生じているようですけど、報酬額が4万8,400円。そして部長が3名プラス本部付部長として3名おりますので、合わせて13名ですね。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） ただ、団長・本部役員の今の報酬を聞きましたが、周りの本部役員から見ると、同等だ、それよかよいというあれですが、消防の団長なんかは大変だからと思いますが、平団員を上げただから、これももう少し底上げしたらどうかと思います。これは要望。質問でない。

終わります。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第7 議案第17号 神崎町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第18号の質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第8 議案第18号 指定管理者の指定についてを議題いたします。

説明が終了していますので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） お諮りします。討論を終結し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第 8 議案第18号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 19号の質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第 9 議案第19号 神崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明が終了していますので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） お諮りします。討論を終結し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第9 議案第19号 神崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。議場の時計で2時15分まで休憩いたします。

（午後1時59分）

○議長（高柳 智君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後2時15分）

◎日程第10 議案第27号～日程第14 議案第31号の質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第10 議案第27号から日程第14 議案第31号の審議を行います。

令和7年度神崎町一般会計予算、3特別会計予算及び水道事業会計予算は、5日に一括上程され、10日と11日に各常任委員会で審査をしていますので、各常任委員会が担当した部門ごとに審議を進めていきたいと思います。

最初に、総務文教常任委員会委員長より総括質問の申出がありますので、これを許します。

1番 池田総務文教常任委員会委員長。

○1番 総務文教常任委員会委員長（池田 孝幸君） ただ今、議長の許可をいただきましたので、総務文教常任委員会に係る総括質問をさせていただきます。

まず初めに、総務課へ。

歳入のふるさと寄附金が3,000万円増額の5,000万円になっていますが、増額の理由を教えてください。

一つ、家庭用の防犯カメラ補助金100件が予算化されていますが、補助対象要件は何ですか。

一つ、防災行政無線工事が4,000万を超える高額となっていますが、要因はどんなものですか。

一つ、地域手当が予算化されていますが、影響額は。また、再任用職員にも同内容で支給されるのですか。

一つ、避難所備品に女性用衛生用品は準備または予算化されているのですか。

一つ、消防団報酬が増額されていますが、出動人数が減少傾向にあり、町としてはどのように考えていますか。また、機能別消防団や女性消防団は検討していますか。

次に、町民課税務係へ。

固定資産税が約1,500万円増額していますが、土地、家屋、償却資産別に教えてください。

一つ、税の納付方法（期別数や納付方法）に決まりはあるのですか。

一つ、賦課徴収管理事業費の契約内容はどうなっていますか。

一つ、国民健康保険税の納付率が現状75%は低過ぎるのではないか。その理由を教えてください。

続いて、町民課住民・生活環境係へ。

不法投棄監視員の人数は何人で、また、報酬額は幾らですか。

一つ、ごみステーション散乱防止用ネットは、鉄製ごみステーションを囲うために使用できるのですか。

一つ、河川の水質検査項目数の差は何ですか。

一つ、ごみゼロ運動を発酵マラソン前に実施してみてはいかがでしょう。

一つ、大貫地区にある事業所の排水の水質検査は何回実施しますか。

次に、町民課国保。

国保連合会のレセプト点検手数料が1.5倍になっている理由は何ですか。

一つ、出産育児一時金が100万円減額した理由は何ですか。

続いて、後期高齢。

健康診査の受診率が低い理由をどのように考えていますか。

一つ、長寿健康増進事業委託料の事業内容はどうなっていますか。

最後に、教育委員会へ。

新年度採用される社会教育主事の具体的な仕事内容を教えてください。

一つ、少人数指導員が減少していますが、教師への負担や影響はないのですか。

一つ、学校給食への特別栽培米の提供は、令和7年度の米飯給食全て賄うことができますか。

一つ、ふれあいプラザの駐車場内車道舗装修繕工事の内容はどうなっていますか。

一つ、修繕費がかさむ建物が増えていますが、修繕計画はどのようになっていますか。

か。

以上、総務文教常任委員会に係る総括質問24件の内容に対し、答弁をお願いいたします。

○議長（高柳 智君） これより答弁を求めます。

廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） それでは、池田議員のご質問にお答えさせていただきます。質問につきましては、本日お配りいただきました総務文教常任委員会の総括質問の記載順に従いましてお答えさせていただきます。

最初に、防災行政無線工事が4,000万円を超える高額ですが、内容ということでございます。

防災行政無線とは、都道府県や市町村が地域防災計画に基づいて整備している通信システムのことでございます。一般的に防災無線と呼ばれているものは、市町村防災行政無線を指しているものでございます。神崎町では、災害時などにおける重要通信の確保を目的として、防災や災害復旧に使用され、町民に向けた災害情報の伝達・広報・指示を行います。

地震や津波といった災害が発生した際、緊急地震速報や避難指示などの重要な情報を、屋外スピーカーや戸別受信機などを通して人々にお知らせしております。また、Jアラートなど一部のシステムとも連携されており、ミサイルの着弾や通過などの危機が生じた場合には、自動で緊急放送されております。

平時には、定時の放送試験や大型イベントのお知らせなど、防災無線を用いております。

現在使用している防災行政無線ですが、こちらにつきましては、平成25年から3年かけて順番に整備されたものとなっております。今回の工事の詳細につきましては、この平成25年に導入しましたシステム機器の更新となります。長年使用しておりますシステム機器にはこのところ不具合等が生じておりました。

修繕に用いる部品につきましても、メーカーには在庫がないようなものも発生しております。また、パソコンも古く、現在のバージョンに適したものがないような状況も発生しております。こうした不具合を改善するために工事を実施するものとなります。

そのため、令和7年度までとされる緊急防災事業債を活用いたしまして、町の歳出額をできるだけ抑え、工事を実施したいと考えております。内訳としましては、機械費が一式で4,007万5,000円、工事費が300万円、諸経費が一式で40万円となり、消費

税432万5,000円と合わせて、総額4,787万7,500円となっております。

次に、避難所備品に女性用衛生用品は準備または予算化されているのかというご質問でございます。

こちらにつきましては、子ども用おむつや高齢者用おむつ、女性用生理用品について備蓄しております。今後は避難所の機能強化を目的に、備蓄数を増やしてまいりたいと考えております。また、令和6年度の予算の執行残も活用しながら、随時追加していきたいと考えております。

次に、消防団報酬が増額されたが、出動人員数が減少傾向にあり、町としてどう考えているのかということでございます。

火災現場において消防団が担う活動として、初期消火や消防隊員の後方支援、交通整備等が挙げられます。消火活動の重要な役割を担っております。そのため、有事の際は速やかに所属する部と調整を図り、現場に出動いただけるように、今後お願いしてまいりたいと考えております。

機能別消防団や女性消防団について検討しているかということでございます。

まず、女性消防団員については、男性が主軸とした消防団では、高齢化や担い手不足が進んでおり、全国的に女性消防団が注目されています。女性消防団を結成した場合は、女性ならではの視点から火災時の救護活動、火災予防啓発活動、避難所における支援活動等が期待されます。

近隣では、平成27年度に多古町で結成され、令和6年度では東庄町においても結成されました。神崎町消防団本部でも以前から検討しているところですが、一定数の団員確保がなかなか難しいということから、消防委員会、消防本部等の意見も聞きながら、今後も検討を進めてまいりたいと考えております。

加えて、機能別消防団につきましては、成田市において令和3年4月に創設されております。一方、香取管内においては導入されている自治体はございません。千葉県内では、令和5年4月1日現在で19市町村が機能別消防団を導入しております。

神崎町においても今後、団員が減少していくことが想定されますので、機能別消防団の導入につきましても、関係機関等と協議を行いながら、検討してまいりたいと考えてございます。

併せて、1点、先ほど消防団の役員人数について回答申し上げましたが、訂正をお願いしたいと思います。現在、町消防団本部役員としましては、団長1名、副団長2名、分団長2名、副分団長1名、本部付部長が3名ということで、計9名が役員として在籍してございます。

私からは以上でございます。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） それでは続きましてお答えさせていただきます。

まず、歳入ふるさと寄附金が3,000万円増の5,000万円となっているが、増額の理由はこの質問に回答させていただきます。

ふるさと寄附金につきましては、令和5年度決算額が2,059万2,000円、令和6年度であります、昨日までで2,473万4,400円の寄附をいただいております。

本年度、令和6年度の取組といたしましては、8月に公募型プロポーザル方式によるふるさと納税の中間事業者の見直しを行いました。10月から新たな中間事業者での運営を開始しております。それにより、返礼品提供事業者や返礼品の掘り起こしを実施するとともに、ポータルサイトを17サイトに増加させ、寄附者の目に留まるようにしております。

令和7年度のふるさと寄附金の予算額であります、3,000万円増額の5,000万円を計上しております。新年度の取組といたしましては、今年度の状況や全国的な寄附品目の傾向から、お米への寄附が伸びております。本町でも玄米の提供に協力していただける生産者を確保し、返礼品用のお米の数量確保を行いたいと考えております。

また、返礼品には神崎産米の共通パッケージを用意し、ふるさと納税の目的でもある地域のブランド化を進めつつ、5,000万円の寄附額到達を目指したいと考えております。

ふるさと納税の強化は、町の歳入確保のための重要な施策と位置づけておりますので、今後もふるさと納税の寄附金額を上げていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、家庭用の防犯カメラ補助金100件が予算化されているが、補助対象要件は何ですかという質問に回答させていただきます。

家庭用防犯カメラ補助金ですが、趣旨としましては、町内における犯罪の発生を抑制し、安全で安心なまちづくりに寄与することを目的としております。町内の住宅に防犯カメラを設置する方に対し、補助金の交付を行いたいと考えております。

補助金の額ですが、補助対象経費の2分の1の額とし、1世帯につき2万円を上限とし、100件分を予算化しております。

現在、町の補助金交付要綱を作成中ですが、その要綱案を申し上げます、まず、対象者であります、本町に居住かつ住民基本台帳に登録されている方、設置

する建物の所有者の同意を得ている者、世帯全員が町税等を滞納していないこと。

補助対象経費であります。家庭用防犯カメラ及びカメラと一体的に機能する機器の購入費、防犯カメラを設置するために要する工事費等となっております。

設置基準であります。住宅の屋外に設置すること。住宅の敷地内を主として撮影するよう、撮影範囲に留意すること。やむを得ず撮影範囲に隣家が含まれる場合は、当該隣家に居住する者の承諾を得ること。また、家庭用防犯カメラを設置している旨の表示を行うこと。以上のような内容で、要綱の作成を現在進めているところであります。

続きまして、地域手当が予算化されているが、影響額は。また、再任用職員にも同内容で支給されるのかという質問に回答いたします。

地域手当とは、公務員や一部の企業の従業員に対し、勤務地の物価や生活費の違いを考慮して支給される手当であります。これまで神崎町は地域手当の支給対象地域となっておりませんでした。国による地域手当支給対象地域の広域化に伴い、4%の支給地域となりました。ただし、令和10年3月31日まで経過措置が設けられており、国の示した支給割合により、令和7年度は2%の支給を予定しております。

影響額についてですが、662万4,000円を見込んでおります。

また、地域手当につきましては、再任用職員にも同じ内容で支給される予定となっております。

以上、総務課所管の質問の回答になります。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） では私から町民課所管の質問に対して回答させていただきます。

まず、税務係への質問でございます。

固定資産税が約1,500万円増額しているが、土地、家屋、償却資産別に教えてくださいという内容でございます。

まず、土地につきましては金額で80万円、前年度比で1.06%の増。家屋につきましては380万円、2.85%の増。償却資産に関しましては1,090万円増、割合で10.9%の増となっております。このうち一番大きな償却の大幅な増となっております。そちらの主な内容につきましては、植房地先の大規模太陽光発電施設を見込んだものとなっております。

続きまして、税の納付方法（期別数や納付方法）に決まりがあるのかというご質問でございます。

こちらの納付の納期に関しましては、町の税条例で定めてございます。そのうち住民税に関しましては、現在行っておりますが、確定申告の所得情報等を基に課税を行います。そちらの内容を精査の上、普通徴収の納期は6月からスタートということになります。また、住民税の課税情報が確定した後に、その情報を基に国民健康保険税、また、後期高齢者、介護保険等も課税を行いますので、そちらは7月から課税ということになってございます。

その他の税目に関しましては、納期がなるべく同じ月に重複しないよう、納期を定めてございます。

続きまして、賦課徴収管理事業費の契約内容はどうなっていますかというご質問でございます。

こちらの賦課徴収のシステム管理ですけれども、主に住民税などの各税目の課税処理、また、税金全体の納付額等を管理する収納処理に関しまして、電算会社に委託契約を行っております。また、電算会社との契約に関しましては、その年の税制改正の内容や納付書の発送数等で、毎年、金額が増減しております。

そのほか、家屋評価を行うシステムであるとか、預貯金口座の残高等を照会するシステムも契約しております、使用料等を計上してございます。

続きまして、国民健康保険税の納付率が現状75%は低過ぎるのではないかと。その理由はというご質問でございます。

資料にあります国民健康保険税でございますが、1月末現在で収納率が75.36%となっております。こちらにつきましては、実際には1月末納期の第7期の口座振替の納付分が2月上旬に役場へ入金されることになってございます。そのほか、コンビニ払い、クレジットカード、スマホ決済、アプリ等を利用した納付方法につきましても、納付日から数週間後に役場に入金されてくるため、今回のこの数字の中に第7期及び第8期分が反映されておられません。ですので、今回、この75.36%という低い数字となっております。

ちなみに、令和7年3月12日現在の国民健康保険税の収納率でございますが、現年度分は90.72%、滞納繰越分は30.22%となっております。

続きまして、町民課の住民・生活環境係へのご質問にお答えさせていただきます。

不法投棄監視員の人数は何名ですか。また、報酬額は幾らですかというご質問でございます。

不法投棄監視員は、町全体で5名、任命させていただいております。報酬額は月額6,000円ですので、5名、1年間お勤めいただいて36万円が予算額となります。おお

むね1週間から10日に一度、担当地区をパトロールしていただき、毎月報告書を提出していただいております。

続きまして、ごみステーション散乱防止用ネットは、鉄製ごみステーションを囲うために使用できますかというご質問でございます。

既存のごみステーションの上部に、カラス等からの被害防止のために設置するネットにつきまして、補助金の対象としております。今回ご質問のごみステーションを囲うということになりますと、上から覆うというよりは、ごみステーションの改修に当たるものではないかと考えてございます。いずれにしましても、そちらのステーションの状況等によりまして判断させていただきたいと思いますので、こちらに関しましては個別にご相談くださるようお願いいたします。

続いて、河川の水質検査項目数の差は何ですかというご質問でございます。

通常の河川に関しましては、町で年に1回行っている検査は、一般の生活排水用の8項目、水素イオン濃度や大腸菌数等を含めた8項目の検査を実施しております。

今回新たに操業を始めた大貫のF & A工業の工場横の水路につきましては、生活排水用ではなく、工業排水用、工業団地で実施しているものと同様の検査、こちらが18項目、内容としましては、シアン化合物や鉛、ヒ素、水銀等、18項目の検査を行ってございます。このため、項目数に差が出ているということでございます。

こちらの大貫の工場付近の水質検査につきましては、県においても検査を実施しておりますが、今後とも県と連携して検査を継続してまいりたいと思います。

続きまして、ごみゼロ運動を発酵マラソン前に実施してみてもはどうですかというご質問でございます。

発酵マラソンの前にごみゼロ運動で町の美化が図れるということは、大変よいことだと考えてございます。今回、ごみゼロ運動実施の前倒しについて検討を重ねておりましたが、当日ごみを搬入する長岡不燃物処理場が基本的に日曜がお休みであると。ごみゼロのときは、5月末日の日曜だけは特別に開けていただいているという状況でございます。また、ごみ運搬車の手配等がございまして、こちらにつきましては実施日の変更が難しい状況でございます。

そのため、令和7年度につきましては、例年よりも区長さんへのごみゼロ運動実施の協力依頼を早めに出させていただいて、その地区で、可能であれば、マラソン大会前に変更していただけるようお願いしたいと考えてございます。

仮に早期の実施にご協力いただいた地区につきましては、その日に出たごみについてはごみステーションに置いておいていただき、後日、早い段階で、役場の職員等

で回収するという方法を今検討中でございます。

令和8年度以降につきましては、マラソン大会の開催日等を考慮しながら、ごみゼロ運動の日程についても改めて検討させていただきたいと思います。

続きまして、大貫地区にある事業所の排水の水質検査は何回実施しますかというご質問でございます。

こちらの事業所脇の水路の水質検査でございますけれども、令和6年度に12月で補正をとらせていただいて、1回行いました。当初予算の中では、令和7年度も1回分の検査を予算計上しております。

しかしながら、こちらの水路につきましては、異常数値等が計測されております。現在は数値も落ち着いてきてはおりますが、今後も注視していく必要がございますので、こちらにつきましては県と町、さらには事業者も含めた上で協議をして、継続して検査を実施していきたいと考えております。

具体的な検査の回数については現在まだ決めておりません。今後3者で協議をして決めていきたいと考えておりますけれども、おおむね一月から二月に一度は実施したいと考えております。

続きまして、町民課の国保・後期高齢者医療保険係への質問にお答えさせていただきます。

まず、国保連合会のレセプト点検手数料が1.5倍になっている理由は何ですかということでございます。

レセプト点検手数料とは、国保連合会へレセプトの点数に応じて支払う手数料でございます。こちらの手数料、令和6年度は1件につき38円でしたが、令和7年度からは1件当たり61円ということで、1件につき23円の引上げとなっております。

こちらの引上げに関しましては、国保連合会、ひいてはその上の国保中央会において、標準化に伴う基幹系システムの開発等により事務費が増大したということで、こちらの分を手数料に含めて増額するというところで、こちらは国保連合会より回答をいただいております。

続いて、出産育児一時金が100万円減額した理由はということでございます。

令和6年度に関しましては、出産者数を6人と見込み、1件当たり50万円ですので、300万円の予算を計上しておりました。ただし、実際のところの出産者数は現在のところ0人ということになってございます。

こちらの内容を踏まえまして、令和7年度においては出産者数を4人と見込みまし

て、200万円を計上いたしております。今回の差の100万円というのは、2人分を減してであるという状況でございます。

なお、令和7年度につきましては、母子手帳の交付状況などから、数件支出が出る見込みでございます。

続きまして、健康診査の受診率が低い理由をどう考えますかというご質問でございます。

医療機関等へ定期的に通院されている方につきましては、健診を受診する必要がないと考えている方が一定数、多くおまして、このことが受診率低下の一因と考えてございます。

疾病予防の観点から、健診につきましては1年に1回受診する必要があります。既に通院されている方も、悪い部分だけでなく、全身の状態を確認していただくことが今後の健康管理に関しても有効と考えております。

今後、町民の皆様に、そのような有効ですということを啓発していくように努めてまいりたいと考えております。

続いて、後期の長寿健康増進事業委託料の事業内容はどうなっていますかというご質問でございます。

こちらの事業内容につきましては、過去3年間の健診及び医療機関の受診状況等を分析いたしまして、優先順位を考慮した上で、大きく4つのグループに分類し、グループごとに適した受診勧奨を行う事業となっております。

具体的には、行動心理学に基づいた内容をAIにより分析を行って、受診勧奨はがきを作成して、各対象者へお送りするという事業内容でございます。

こちらの事業につきましては、広域連合を通じまして、国庫補助金が10割交付の予定となっております。

町民課からは以上になります。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） それでは、教育委員会関係のご質問につきましては私からお答えをさせていただきたいと思います。

まず、新年度採用される社会教育主事の具体的な仕事内容というご質問ですが、社会教育主事につきましては、社会教育法第9条の2に定められた職になります。業務の内容ですが、社会教育主事は、生涯学習や青少年教育、家庭教育といった社会教育を促進するために、課題やニーズの把握・分析を行うこととなっております。

また、地域の社会教育に関する事業計画の立案や委員会の主催する講座を企画し実

施するなど、子どもから大人、高齢者までもが様々な活動に参加し、学び、生き生きと過ごしてもらえるような内容を委員会職員に対し指導や助言を行うといった立場でもございます。

次に、少人数指導員が減少していますが、教師への負担、影響はありませんかというご質問でございます。

少人数指導員につきましては、町雇用の職員でございまして、単独での授業はできませんので、教職員のサポートという形になっております。中学校では理科を中心に授業や実験の準備や後片付け、活動の補助などをお願いしております。したがって、2人体制で理科の授業を展開できるため、充実した授業や実験が可能となりまして、子どもたちの深い理解につながっております。

理科室の実験に用いる備品なども、年々、環境も充実してまいりましたので、次年度につきましては1名配置を減らしまして、学校全体を見ます特別支援教育支援員を1名配置する予定ですので、学校運営には影響ないと考えております。

次に、学校給食への特別栽培米の提供は、令和7年度は米飯給食全て賄われるのかというご質問です。

令和7年度の給食のお米につきましては、現行どおり、月曜日・火曜日に普通のコシヒカリ米、水曜日・金曜日に特別栽培米を使用する予定でおります。

令和6年度の収穫分につきましては、令和7年度の10月頃まで使用する予定となっておりますけれども、令和7年度に収穫されました新米ができましたら、そちらの使用割合につきましては、収量等を関係機関との協議を経まして判断していきたいと考えております。

次に、ふれあいプラザの駐車場内歩道修繕工事の内容はどうなっていますかというご質問です。

工事内容につきましては、まず、工事の起点につきましてはプラザ入り口の車道で、終点はふれあいプラザ近くの駐輪場の前までとなります。延長につきましては138.2メートル、幅員は平均7.3メートルとなっております。

工事内容としましては、既存のアスファルト舗装をはがしまして、新たにアスファルト舗装を敷設するものです。また、外側線などの白線も併せて引き直す予定でございます。

着工の時期につきましては、プラザ利用の各種事業との調整が必要となりますので、慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、修繕費がかさむ建物が増えていますが、修繕計画はどうなっていますかとい

うご質問です。

修繕計画につきましては、令和2年度に神崎町教育施設長寿命化計画を策定しておりますので、基本的には計画に沿ったスケジュールで各施設の改修を進めてまいりたいと考えております。

学校施設では、神崎中学校の校舎が一番古く、現在、築42年となっております。また、校舎建築の耐用年数は47年と言われておりますが、これは財務省令で定めた税務上の年数でありまして、鉄筋コンクリートの設計基準強度によりますと、おおむね45年程度が改修の目安となっております。その改修により、さらに30年以上延ばせるとされております。

長寿命化計画上は築50年をめどに改修を検討しており、町では現在、道の駅事業など大規模な事業を実施しております。この道の駅事業等の終了後、校舎やふれあいプラザ等、順次公共施設の改修を進めてまいりたいと考えております。

また、外壁がはがれたり、雨漏りなど、部分部分で施設の補修を要する箇所が出てきております。傷口が大きくなならないうちに修繕を実施していくために、学校職員と連携いたしまして、施設の点検をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 以上で総務文教常任委員会委員長の総括質問に対する答弁が終わりました。再質問はありませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 総務課と教育委員会にお聞きします。

本年度の見込みですが、令和7年度の年度末に財調が幾らぐらいになるのか。あと、借入金がどれぐらい減ったのか。

それと、神崎町役場の職員、全職員が、会計年度任用職員が何名で、正規は何名いますか。

それと、教育委員会。米沢小学校の児童数。それに神崎小学校の児童数。それと、米沢小学校にかかる管理費や振興費、全部でどれぐらいかかっているのか。神崎小学校ではどのくらいかかっているのか。

それと、野球場に関して。一般会計補正かな、全協のときの説明は受けましたが、今年度は野球場の大修理に入ります。補助金が決定次第やるということで、5,000万円近くのあれが出ています。いつ頃までに完成するのか。

それと、野球場の資材で5万円くらい、管理の場合も出ていますが、一番使っているのはエンジェルスが使っていて、エンジェルスが草抜きからトイレ掃除から、いろ

いろやっています。エンジェルス父兄が。それには支払いはないわけですか。わくわく西の城の管理費では、これはまちづくり課のほうですが、F C神崎にグラウンドの整備で幾らか手当は出しているみたいです。

以上ですが、通告がないけれども、これは今年度予算の質問だと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（高柳 智君） 8点でよろしいですか。

○10番（寶田 久元君） そうだね。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） では、ただ今のご質問ですね、1点、私のほうから役場職員数についてご説明申し上げます。

こちらのご質問につきまして、令和7年度の予算書98ページ、99ページに記載がございます。役場職員としましては76名、会計年度任用職員としましては81名でございます。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） それでは私から財政調整基金についてお答えいたします。

財政調整基金の令和5年度末の残高が12億1,547万8,000円であります。令和6年度、積立てをまず9,506万7,000円しております。一方で取崩しを1億4,987万4,000円しております。令和6年度末の決算見込みですが、11億6,067万1,000円が財政調整基金の残高の予定となっております。

令和7年度ですが、予算ベースになります。財調の取崩しを2億9,503万8,000円で当初予算を組んでおります。予算ベースでいきますと、単純に決算見込額から引きますので、8億6,563万3,000円が予算ベースの残高になります。

あと、町債残高についてお答えいたします。

令和6年度末の町債残高見込みであります。令和7年度の当初予算書110ページに記載がございます。16億2,396万8,000円が令和6年度末の町債残高見込みになります。そのうち、臨時財政対策債を除く町債残高になりますと、5億1,134万2,000円となる見込みとなっております。

以上であります。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） 私からは、野球場の管理について、エンジェルスにお金が支払われているかというご質問についてお答えさせていただきたいと思います。エン

ジェルスに野球場維持管理の謝礼といたしまして、6万円お支払いしております。

また、今年度、補助金がつきまして、予算がついた段階で野球場の修繕も検討させていただいておりますが、そちらの工期につきましてはおおむね2か月から3か月を予定しております。実際に予算を確保した後、早急に工事を実施したいと考えておりますけれども、予算を確保して工事発注後二、三か月、早ければ9月ぐらいまでには実施できるのではないかと考えております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 大野教育委員会主幹。

○教育委員会主幹（大野 和義君） では、先ほどの質問にお答えいたします。

各学校の来年度の配当予算並びに児童生徒数をお答えいたします。

まず、神崎小学校なんですが、来年度、学校管理、教育振興費、就学支援の3つです。足しますと、2,515万4,000円。神崎小学校の来年度の児童予定数は164名です。

続きまして、米沢小学校ですが、合計ですと1,642万8,000円。児童の予定数は47名です。

以上です。

○10番（寶田 久元君） これで全部終わり。分かりました。

○議長（高柳 智君） ほかに質問はございませんか。

以上で総務文教常任委員会に係る質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、総務文教常任委員会に係る質疑を終結いたします。

続いて、まちづくり厚生常任委員会委員長より総括質問の申出がありますので、これを許します。

3番 椿まちづくり厚生常任委員会委員長。

○3番 まちづくり厚生常任委員長（椿 浩一君） 3番 椿浩一です。ただ今、議長のお許しを得ましたので、まちづくり厚生常任委員会より総括質問を行います。

まず、保健福祉課に係るところです。

社会福祉協議会への補助金の増額理由は何ですか。

一つ、管外保育受入れ園児の内訳と、その保育料の徴収はどうなっていますか。

一つ、支援が必要な園児が増えているようですが、保育士の配置は十分ですか。

一つ、ゼロ歳から1歳児に保育士は何名で対応していますか。

一つ、町民向けに新規補助事業が多く盛り込まれていますが、全て町単独事業ですか。

続きまして、介護保険事業特別会計に係る内容です。

一つ、元気あっぷ教室など事業がなくなっていますが、今後の予防計画はどうなっていますか。

一つ、地域包括支援センターが外部委託となるが、何年契約で、委託事業の内容はどうなっていますか。

続きまして、まちづくり課に係る内容です。

まずは地域振興係。

町内循環バスは、ルート変更やデマンド交通などの検討はしていますか。

続きまして、産業係、農業委員会。

大阪・関西万博への参加計画はどうなっていますか。

一つ、イノシシ被害の発生区域はどこですか。また、どんな方法で駆除が行われていますか。

一つ、発酵×オーガニック宣言から1年、予算額は減少していますが、事業規模は拡大していますか。

一つ、神崎米のブランド化とはどんな内容ですか。神崎米として売り出す計画なのですか。

続きまして、建設係。

一つ、道路維持補修作業は区長要望などが必要ですか。

一つ、デジタル水位計は職員のパソコンで確認することだが、警告など画面表示されるのですか。また、週末・年末年始など職員不在時での対応方法はどうなっていますか。

一つ、デジタル水位計で確認し、実際に水門の開け閉めは誰が行うのですか。

最後に、水道係です。

一つ、布設替工事实施設計で本宿5区地先とはどこを指しますか。

一つ、千葉県内でも水道配管による道路陥没が起きているが、町内配管更新は大丈夫ですか。

一つ、貯水槽の耐震化工事など、施設修繕計画はどうなっていますか。

以上となります。

○議長（高柳 智君） これより答弁を求めます。

浅野保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅野 憲治君） それでは私から保健福祉課関係の総括質問に対する答弁をさせていただきます。

まず1つ目、社会福祉協議会への補助金増額理由は何ですかというご質問です。

社会福祉協議会の自主財源は、主に会員からの会費、共同募金の配分金、介護保険事業の収入、町からの受託事業費等となっています。

本町から社会福祉協議会への補助金の主な内容は人件費になります。社協における令和7年度当初予算、総事業費約4,800万円のうち、人件費は約2,700万円となり、人件費だけで前年度比約780万円の増加です。物価の高騰及びコロナ禍以降のサービス利用者減も重なり、大変厳しい運営となっております。

社会福祉協議会は、社会福祉法に地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と規定されております。なおかつ、本町においても福祉活動において欠くことのできない重要な役割と担っております。

以上のことから、協議の上、500万円増額し、2,591万1,000円の補助金を町当初予算に計上しました。

しかし、民間の社会福祉法人という立場である以上、自主財源をもって法人を運営することが原則であり、さらには、持続可能な事業を続けるためにも、自主財源の確保を進める必要があると考えております。

町といたしましても、地域福祉の推進のため、社会福祉協議会と連携を強化するとともに、社会福祉協議会の自主財源の確保についての助言等を行い、補助金の適正化について検討を進めていきます。

次、管外保育受入れ園児の内訳と、その保育料の徴収はどうなっていますかという質問です。

令和6年度は香取市より2名受託しております。2歳児1名、3歳児1名で、いずれも米沢保育所入所児童です。保育料につきましては、子どものための教育・保育給付費として、年度末に香取市から一括して徴収しております。また、2歳児は、利用者負担額、保育料ですね、それと3歳児は副食費として月に5,000円を保護者から徴収しております。

令和7年度においても、令和6年度の児童が継続して米沢保育所に来ますので、3歳児1名、4歳児1名の受託となる予定です。

続いて、支援が必要な園児が増えているようですが、保育士の配置は十分ですかというご質問です。

支援が必要な園児かどうか、入所前の把握に努めております。方法としては、保健

福祉課の保健師になりますが、そちらからの乳児健診等における情報提供や、子育て支援事業どんぐりの森であるとかたんぽぽ広場での子どもの様子について、保育士と連携をとることで、見通しを持つことができます。

対象児については、入所前に、加配ですね、個別の支援が必要かどうか、十分に話し合い、保育士を配置しておりますので、配慮が必要な子どものサポートはできていると思います。

続きまして、ゼロ・1歳児に保育士は何名で対応していますかというご質問です。

国の基準では、ゼロ歳児3名に対して保育士1名、1歳児は6名に対して保育士1名となっております。ただ、実際にはこの基準では厳しいところがありますので、神崎町においては加配を行っております。

令和7年3月現在で、神崎保育所でゼロ歳児が3名、1歳児が11名おります。国の基準だと最低で3名ということなのですが、現在、保育士4名で担当しております。

米沢保育所にあつては、ゼロ歳児7名、1歳児8名を保育士4名で見えております。ただ、こちらについては、月齢で計算すると保育士は本来であれば5名必要なところではありますが、上位クラスとの混合クラスによりまして、子どもを分けて保育しておりますので、上のクラスの先生が一緒に見ているという形になりますので、基準は満たしております。ちょっと分かりにくいんですが、1歳児8名のうち、月齢の大きな子どもについては2歳児クラスと一緒に見えていますので、基準は満たしているということになります。

続きまして、町民向けに新規補助事業が多く盛り込まれていますが、それらは全て町単独事業ですかというご質問です。

今回、保健事業のほうで3つほど新事業がございます。がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入等助成事業、2つ目が、若者がん患者在宅医療支援事業補助金、3つ目、免疫消失時等任意予防接種費助成金、この3つが新規の事業でございます。いずれの事業も県補助金が2分の1適用されます。

続きまして、介護保険事業特別会計になりますが、元気あっぷ教室など事業がなくなっていますが、今後の予防計画はどうなっていますかというご質問です。

介護予防事業普及啓発事業は、要介護となるおそれのある高齢者に対して介護予防に資する運動教室等を実施することにより、要介護状態となることを予防し、高齢者の生活機能の改善や生きがいづくりを目的として実施しております。

現行の元気あっぷ教室や運動教室は社会福祉協議会へ委託しておりますが、令和7年度からは地域支援事業として保健福祉課が事業展開していきます。内容については

現在検討中ですが、今までの事業の反省や参加者の意見等を考慮して、たくさんの方が楽しく参加できる運動教室等を開催いたします。

続きまして、地域包括支援センターが外部委託となるが、何年契約で、委託事業の内容はどうなっていますかというご質問です。

令和7年4月1日から業務委託を行います、その日から令和10年3月31日までの3年間は契約期間となります。

委託業務としては大きく4つございます。1つ目が、介護予防ケアマネジメント事業。要支援と認定された方や支援や介護が必要となる可能性の高い人を対象に、身体状況の悪化を防ぎ、自立した生活が継続できるように、介護予防を目的とした支援を行います。

2つ目が、総合相談。高齢者の各種相談に幅広く総合的に対応しています。高齢者の困ったことに対して必要なサービスや制度を紹介して、解決に導きます。

3番目、権利擁護。高齢者の方が安心して生活できるように、その方が持つ様々な権利を守ります。

4つ目、包括的ケアマネジメント。高齢者にとって暮らしやすい地域にするため、地域全体の医療・保健・介護分野の専門家から地域住民まで、幅広いネットワークをつくり、そこで暮らす高齢者の課題解決や調整に臨みます。

内容を列挙してもなかなか分かりにくいところがあると思いますが、この4つのうち、主としては1つ目の介護予防ケアマネジメント、現在、50件以上のケースを抱えているわけですが、その方の家庭を訪問し、いろいろ支援していくということが一番大きな内容になっています。

以上でございます。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） それでは、まちづくり課地域振興係の関係につきましてお答えいたします。

まず、町内循環バスに関して、ルート変更やデマンド交通など検討はしていますかというご質問です。

循環バスのルートに関してですけれども、現在、大幅に変更する予定はございませんが、利用者の利便性を鑑みながら、改良を重ねております。今年度は藤の台入り口に新たにバス停を設けることとなりました。

また、デマンド交通に関してですけれども、今のところ計画はしておりませんが、現在実施している福祉タクシー制度の充実を図ることに重点を置き、進めていければ

と考えております。

続きまして、まちづくり課産業係の関係でございます。

大阪・関西万博への参加計画はどうなっていますかというご質問です。

大阪万博に関してですが、8月27日から30日の期間で、千葉県で「発酵」をテーマとしたブース出店を計画しております。本町も個別展示区画の出店団体として決定されたところです。事前準備と事後処理も合わせて、6日間6名の人員で出店する予定でおります。

続きまして、イノシシ被害の発生区域はどちらですか。また、どのような方法で駆除が行われていますかというご質問です。

イノシシに関してですけれども、以前から古原地区、植房地区といったところで目撃情報であるとか農作物被害がありましたけれども、移動している個体であったことから、わなを設置しても捕獲実績はありませんでした。

しかしながら、現在、毛成地区で定住している個体群があります。猟友会の皆さんに箱わなやくくりわなを昨年秋口から設置していただきまして、現在まで9体のイノシシが捕獲されております。

続きまして、発酵×オーガニック宣言から1年、予算額は減少していますが事業規模は拡大していますかというご質問です。

昨年3月1日に宣言を行いましたけれども、有機農法推進の入り口というようなことで、学校給食米のオーガニック化を図りました。結果、令和6年産学校給食米の半分を、農薬・化学肥料を使用しない特別栽培米で供給することができました。

また、さらに取組農業者を増やすことを目的として、雑草対策や土壌改良といった技術的手法を内容とした講演会を2回開催しました。科学的根拠も含めた大変有意義な内容で、有機農法を始めるに当たって大いに参考となるものでした。

今年度、有機農法に取り組んでいる農業者に聞き取りを行い、消毒や雑草防除、病害虫防除といった取組方法を記録した映像を作成しましたので、令和7年度以降、取組農業者拡大に向けて活用し、さらなる事業の充実を図る予定です。

続きまして、神崎米のブランド化とはどのような内容ですか。神崎米として売り出す計画なのですかという質問です。

神崎米ブランド化奨励金につきましては、町独自のデザインを施した精米袋を作成し、市価よりも安価、安い価格で、フレコン袋での玄米提供にご協力いただける農業者に対してお支払いをする奨励金となります。

こちらはふるさと納税寄附金を財源としまして、農業振興のために米生産農家に還

元することを目的としており、1俵当たり5,000円以内のお支払いを予定しております。フレコン袋でご提供いただきました玄米に関しては、委託先で精米・袋詰めを行い、令和7年度のふるさと納税返礼品として、寄附をいただいた方にお届けする予定です。

現在のところ、特別な生産方法であるとか乾燥調製を行うといったルールを決めている状態ではありませんが、今後、選別の網目を1.9ミリとするなど、差別化を図ることについても検討していく予定でございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） では私から、まちづくり課建設係についてご回答させていただきます。

まず1点目でございます。道路維持補修作業は区長要望などが必要なのか。

ご回答といたしましては、道路補修作業委託については、基本的に月2回の道路パトロールにて発見した道路上の異状箇所の補修を発注しております。しかし、通常パトロールでは把握し切れない箇所もあることから、月ごとに重点エリアを定めたパトロールなど、点検方法を工夫していきたいと思います。また、神崎町公式LINEによる通報機能の周知や、区長を通じての情報収集に努めてまいります。

続きまして、2点目、デジタル水位計は職員のパソコンで確認するとのことだが、警告など画面表示されるのか。また、週末・年末年始など職員不在時での対応方法はどうかというご質問です。

水位が設定された値を超えると、登録したメールへアラート通知が届くように設定される予定です。庁内に設置したパソコンのみで水位の確認が可能となっています。職員不在時の対応については、デジタル水位計の設置に合わせて町ホームページを改修して、そこで確認できるようになる予定でございます。

続きまして、デジタル水位計で確認し、実際に水門の開け閉めは誰が行うのかというご質問です。

水門の操作が必要と判断した場合は、基本的に町から委託している操作員に、町からの指示の下、開け閉めを行っていただきます。ただし、状況に応じて職員が操作を行うことも想定しております。

続きまして、まちづくり課水道係へのご質問でございます。

布設替工事实施設計で本宿5区地先とはどこを指しますかというご質問です。

三楽食堂の入り口よりヤンマー杉山農機倉庫脇までになってございます。布設替え

を行う配水管の延長は約320mです。

続きまして、千葉県内でも水道配管による道路陥没が起きているが、町内配管更新は大丈夫ですかというご質問です。

町内の配水管についてですが、石綿管は全て交換が完了しております。今後は、漏水事故件数や内容を精査した上で、老朽化した管路を順次、耐震管へ布設替えしていく予定です。令和6年度末で耐用年数40年となっておりますが、こちらを超える管路は、全長85キロのうち約22キロとなっております。なお、耐用年数が経過した管がすぐに漏水するというものではありません。

続きまして、貯水槽の耐震化工事など施設修繕計画はどうなっていますかというご質問です。

配水池の耐震化につきましては、令和8年度に設計業務を行い、令和9年と10年にかけて新たに耐震性のある配水池の建設計画がございます。併せて、配水管等の更新時には耐震化された管を布設していく予定となっております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 以上でまちづくり厚生常任委員会委員長の総括質問に対する答弁が終わりました。再質問はありませんか。

2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） ここの下から5行目ですね、デジタル水位計で確認し、実際に水門の開け閉めというのは何か所あるのでしょうか。これは利根川に関する水門だけでしょいか。この2点をお願いします。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） お答えさせていただきます。

今回デジタル水位計を設置する箇所といたしましては、町内3か所の樋管、神崎、川端、今入樋、そちらの本流側、利根川側と町内側それぞれ2か所ずつ、計6か所となっております。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質問はありませんか。

1番 池田議員。

○1番（池田 孝幸君） 循環バスに関する件なんですけど、実際に昨年よりどのぐらい利用者は増えているんですか。教えてください。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

循環バスの利用者ですけれども、昨年といいますか、数字をとったところだと、2年前から約1,000人程度減っております。分析した限りでは、神崎クリニックさんの診療体系が変わったところがございます、そちらの利用者の減、また、福祉タクシーの拡充というところもありまして、減少傾向があったと認識しております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 1番 池田議員。

○1番（池田 孝幸君） ぜひ利便性をもう一度抜本的に考えていただいて、循環バスは今大変いいことをやっているんですが、利用者があまりにも軽減していくというのは望ましくないし、ある程度予算もかけておりますので、やっぱりただ単に循環バスというだけではなかなか利用者が増えていない状況もありますから、そこは検討する必要があるだろうと。

でいて、福祉タクシーというのはあるんでしょうけども、福祉の場合は特にハードルが高いので、なかなか高齢者も利用できづらい、ましてや買物とか病院とか、そういった方にも、やはり必要なときに必要な乗り物、送迎ができるというシステムをぜひ、これは私どもの地域だけじゃなくて、各地域の中で一つ大きな問題になっていると思うので、ぜひ解決していただきたいと思っております。よろしいですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

公共共通の関係についてはいろいろ総合的に考えてというところがあるかと思えます。今ご質問いただきましたところで、きらきら号、循環バスの利用者の増ということでお話をいただきました件につきまして、昨年も啓発活動であるとか、きらきら号は便利ですというような周知であるとかを行っておりますので、利用者の増に向けた取組は継続して行っていこうと思えます。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質問はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 保健福祉課と建設係についてお聞きします。

まず、包括を社協に委託するといつて、いろいろ説明が浅野課長からありましたが、委託料を言っていない。委託料は幾らですか。

それと、主に包括を委託する場合には、要支援1、2の介護の人が大体今まで包括がやっていたわけ。50件以上あると言いましたが、神崎町で要支援1、要支援2はどれくらいあるわけなんですか。

それと、これは毎年ですが、今、浅野課長の答弁でも、社協には補助金をやっていて、自主財源を増やすようにと答弁がありました。社協が毎年のように行っている寄附金です。寄附金のこと。まず、区長を通しての寄附金と、あとは賛助金等といって、どっちかというと特殊寄附みたいなので、社協の役員が各地区にいて、それを半強制的みたいに寄附してください、賛助金ですが、ああいうのは近隣の社協でもやっているわけなんですか。それと、あれは拒否しても問題ないでしょうか。

その2点ね。寄附、区長にまず年度当初に頼むのと、あと秋口になって特殊寄附は問題ではないのか。

あと、建設係。ここ2年くらいかな、長期の工事には、継続費というのが出ているわけなんですよ。今まで私は、年度末になってくると減額補正ができなかった場合には、減額補正が明許繰越、事故繰越で繰越しでやるんだけど、去年あたりからかな、道の駅と成田神崎線に関しては継続費というのが認められているんですが、この継続費というのはどういうものだか、質問します。

それとあとは、問題の、これは継続費でいくみたいですが、成田神崎線の用地取得が、令和6年度中に、成田神崎線用地取得は年度末にできる。できなかったらこれは継続費が認めちゃうから、けども、令和6年度の予算で用地買収は終わるわけですか。令和7年度の予算には成田神崎線の用地購入の予算は載っていない。令和6年度の用地購入で、これで全部取得できるわけなんですか。

保健福祉課と建設係に聞きます。

○議長（高柳 智君） 5点ですか、6点ですか。

○10番（寶田 久元君） いや、ちょっと、今何点と言われても。まあ6点くらいやったと思います。

○議長（高柳 智君） 浅野保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅野 憲治君） お答えいたします。私のほうは3点でよろしかったでしょうか。

まず、委託料の関係ですが、年間1,200万円の3か年ということになっております。

それと、要支援1と2の人数ということですが、令和7年1月現在で、要支援1が36名、要支援2が61名、合計97名います。実際、その支援を使っている方というのが、先ほど申し上げた50名を超えた人数の方が何らかのサービスを使っているという状況にあります。

それと、3つ目の寄附金・協賛金のお話ですが、社会福祉協議会の制度としては、恐らく他の市町さんでも同じように運営されていると思います。ただ、あくまでも寄

附金・協賛金でありますので、これは強制するものではないと思います。地区もしくは個人の判断で行うものですので、強制するようなものではないと認識しております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり社課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

まず、継続費ですけれども、どのようなものかということですが、長期にわたる事業の各年度の予算を定めた内容になってくるわけですが、予算につきましては各年度で予算を措置していくものになります。残って繰り越すものについては、通次繰越という手続を行いまして、6月の議会で報告しているというような性質のものになります。

植房の用地買収の関係ですけれども、令和6年度中に全部執行できるのかというようなお話があったのですが、何度か申し上げておりますが、令和6年度中で執行できるというものではありません。予算措置につきましては、今年度、継続費のときにもご説明申し上げたと思いますが、約8,000万円の金額を用地補償費ということで設定しております。そちらの金額を通次繰越することによって、継続して用地の取得、また、補償を行っていくというようなことになります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 石橋課長、確認だけでも、その8,000万円を繰り越してやるんだけど、令和7年度中には、そうだな、令和6年度から繰り越して8,000万円、用地補償用。要するに、植房の道路、予算どおりにいきますか。年度内にはちょっと無理だから繰越、継続費だけでも、令和7年度中には取得できますか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり社課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

確約的なこととお話しするのは難しいですけれども、まず、植房農村館の移転に係る用地と、また、家屋の移転の関係の用地があるんですが、こちらにつきましては令和7年度中に契約、また、造成等を実施する計画であります。

そのほか用地があるわけですが、手続が済み次第、契約に移るということで、基本的に土地所有者の方のご理解はいただいております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これ、12月の質問のときには、3月の年度中にはできます

と、私の質問のときに多分そのように答弁したと思いますが、結果的には継続費で繰り越したということになりますよね。

課長、何回も地権者のところに行っていますか。これで終わりです。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり社課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

一般質問の際にも申し上げたかもしれないんですが、3月中に全ての買収ができますというお答えではなかったかなと思います。また、用地ですけれども、地権者の方に関しては、足しげく通って、交渉は進めております。

以上です。

○10番（寶田 久元君） はい、終わり。

○議長（高柳 智君） ほかに質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 以上でまちづくり厚生常任委員会に係る質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、以上でまちづくり厚生常任委員会に係る質疑を終結いたします。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。なお、一般会計、3特別会計及び水道事業会計、合わせて討論されるようお願いいたします。反対討論はありませんか。

1番 池田議員。

○1番（池田 孝幸君） 令和7年度一般会計に関する反対討論を行います。

3つの項目、予算に対して反対いたします。

1つ目は、町道成田神崎線の町道新設改良工事に係る予算に対して反対いたします。成田神崎線につきましては、平成22年に当初総予算8億6,400万円、工期は5年から6年ということでスタートしました。しかし、15年たった昨年12月、執行部から示された答弁で、総事業費13億5,300万円、工期はさらに延長され、令和16年までということです。

この道路は1,190メートルで、あと10年かけて、総工事期間25年、トータルでかけ、

完成されるということです。1メートルの道路を造るのに約113万円もの予算をかける事業となっております。しかし、いまだに土地買収は終了されていません。ところが、なぜか工事は進められています。地主が買収に応じなければどうされるのか、よく分かりません。さらに事業費をかけ実施するのでしょうか。

いまだ遅れた経緯や増額した理由を、地元だけでなく、町民全体に知らせる、これは町の1つの問題ですので、町民だけやその地元だけということではないと考えます。少なからず議員には継続費の具体的内容、例えば年次ごとの工期内容や年次予算の根拠などを示さなければいけないと考えます。そういうことがまだ不十分なので、このことについては賛成しかねます。

2つ目は、準用河川神崎川護岸整備事業に係る予算です。

計画、設計変更に伴い、予算増額、工期延長、当初契約において6,270万円から8,853万円に変更する契約内容で、増額は約2,583万円、140%の増額の契約でした。さらに、継続費、補正前は7,490万円、補正後は1億1,240万円となり、3,750万円の150%の増額です。

増額の理由は、設計ミスとの執行部からの説明ですが、実態は、施工業者から指摘され、施工方法を変更せざるを得ず、令和7年度予算に約4,900万円を計上しています。

このことから、本予算に対して反対いたします。誰がこの責任をとり、どんな方法で責任をとるのか、不明瞭です。

3つ目は、発酵マラソン実施に係る補助金額です。

過去の実績の総事業費は約2,000万円かかります。令和7年度の予算に600万円の補助金を町から支出する予定です。残り、参加費及び協賛金で補う必要があります。今回の参加費値上げに伴い、約800万円は見込めるとは思いますが、残り600万円は各企業、各社などから協賛金を集める必要があります。しかし、まだ協賛金の金額が出ていません。報告がまだありません。総事業費を低く抑えても、協賛金は少なくとも350万円以上必要となります。ちなみに前回の協賛金は117万円と記憶しております。

まだ不明な点が多いので、賛成しかねます。

以上の理由で、令和7年度一般会計に係る反対意見といたします。

○議長（高柳 智君） 賛成討論はありませんか。

3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） 3番 椿 浩一です。議長のお許しを得ましたので、賛成討論を行います。

令和7年度一般会計予算、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

令和7年度の一般会計当初予算の総額は31億3,700万円で、前年度比5.7%、1億8,800万円の減額となりました。主な変動の要因としては、神崎パーキング（仮称）ですが、整備事業との調整による道の駅改修事業の持ち越しによる減額もありますが、町道毛成堀籠線整備事業や町道成田神崎線整備事業の継続、町村合併70周年記念式典関連事業費や、神崎ふれあいプラザの施設改修工事等の増額した部分によるものです。

予算編成に当たっては、事業の効果・優先度・重要性を十分検討するとともに、確保できる財源に応じた適正な予算規模となるよう、入るを量りて出づるを制するという基本姿勢とするとともに、今より一步でも前へ町民が希望のある将来を描けるよう、予算編成となっており、評価できるものであります。

歳入の一番大きなものは地方交付税で、10億3,500万円と、前年度と同額としています。2番目に大きなものは町税で、7億3,386万6,000円となり、前年度比で8.4%の増額となります。

歳出では、主な新規事業として、合併70周年記念式典事業、70周年記念事業お祭りフェスタ等を行い、70周年を迎えることへの感謝を町全体で共有したいと考えております。

発酵によるまちづくりシンポジウム事業を行うとともに、4月から開催される大阪・関西万博の千葉県の出店スペースに、神崎町として「発酵」をテーマとしたブースを8月27日から30日まで出店する予定もあります。

ふれあいプラザの老朽化に伴い、空調、道路舗装、多目的ホール等の大規模な改修事業を実施します。

福祉タクシー助成については、日中独居高齢者等を対象とした利用者の拡充を図っております。

子ども医療費助成を大学生等まで拡充し、保護者の経済的負担の軽減を図っております。

また、がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費用並びに若者がん患者在宅療養生活支援の助成を行うことにより、がん患者の精神的・経済的負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上を図ります。

免疫消失時等任意予防接種費助成事業は、予防接種で得られた免疫が消失し、再接種が必要であると判断された方を対象に費用の助成を行います。

デジタル水位センサー設置業務では、町内3樋管に6台設置し、大雨時、現場の水

位を目視で確認しなくても役場で容易に確認することができるようになります。

神崎中学校校舎空調機修繕事業を行い、生徒の学習環境の整備も行っていきます。

新規事業を紹介してきましたが、今まで町が行ってきた子育て応援・支援、医療費助成、保育料無償化、給食費の完全無償化等はこれからも続きます。また、高齢者に係る支援事業、障害者に係る支援事業のさらなる充実を図るとともに、今後、より一層の高齢率の上昇が見込まれる状況において、高齢者が地域で自立し、生きがいを持って暮らせるまちづくりを目指し、自立支援給付事業並びに地域生活支援事業を展開し、福祉の増進も図っていきます。

町道3路線については、町道成田神崎線並びに町道毛成堀籠線は、町が策定した年度別事業費計画の確実なる実行が最重要であります。また、町道神宿松崎線においても着実に進める必要があります。

事業全体の財源については、税金、交付金、支出金等を積極的に活用し、財源措置のある起債や基金をバランスよく使用し、継続的に必要な事業には町単費を積極的に投入し、健全財政を保ち、持続可能な予算編成となっております。

特別会計においては、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計共に、加入者の減少や高齢化が進むとともに、一般会計からの繰入金が増加しています。

予算規模としては、前年比で国民健康保険事業特別会計では1,200万円の増、介護保険事業特別会計では1,400万円の増、後期高齢者医療特別会計では540万円の増となっており、今後も引き続き病気の予防に努め、医療費や介護給付費の抑制を図る必要があります。

水道事業では、収益的収入が2億2,378万8,000円、支出が2億1,316万1,000円となっています。また、資本的収入3,000万円、支出5,755万7,000円となっています。

令和7年度には、松崎地先排水管の布設替え工事や取水ポンプ更新工事等を直営で行う予定です。お客様へ安心・安全な水道水を安定して供給し、近隣地域間で格差のない水道料金を維持できるよう、財政基盤の強化を図っております。

新年度予算は、健全財政を維持しつつ、ハード面・ソフト面、そして乳児から高齢者、障害者に至るまで、誰一人として取り残さない、行き届いた予算であり、誰もが安心して暮らせる住みやすい神崎町をつくっていくために、町民目線で、町民に寄り添った、大変評価できるものであります。

が、全てはこの会計予算の内容をしっかりとやり切るという強い思いを持って執行していただきたいと思います。

以上、賛成討論といたします。

○議長（高柳 智君） 反対討論はありませんか。

（「意見でもよろしいですか」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 討論です。討論ですから、意見でいいです。

2 番 鈴木議員。

○2 番（鈴木 司君） 2 番 鈴木 司です。私は池田議員の反対討論に賛成です。ただし、発酵マラソンについては、実行委員会が今回は大分頑張っていると思いますので、発酵マラソンが終わった後に、どのような町の補助になったのか、それは考えさせていただきます。

以上で、私は池田議員の反対、成田神崎線、神崎川、この2点については、一般会計、反対とします。

以上です。

○議長（高柳 智君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） お諮りします。討論を終結し、採決したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

なお、採決は起立によって行います。

日程第10 議案第27号 令和7年度神崎町一般会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（高柳 智君） 着席してください。

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第11 議案第28号 令和7年度神崎町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（高柳 智君） 着席してください。

起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第12 議案第29号 令和7年度神崎町介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長（高柳 智君） 着席してください。

起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第13 議案第30号 令和7年度神崎町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長（高柳 智君） 着席してください。

起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第14 議案第31号 令和7年度神崎町水道事業会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長（高柳 智君） 着席してください。

起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第1 議案第32号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 追加日程第1 議案第32号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○町長（椿 等君） 議案第32号 工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年12月定例議会において変更契約の承認をいただきました、道の駅改修土木工事（浄化槽整備の契約変更でございます。

この工事は入札予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決に付すべき契

約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約の変更について議会上程するものであります。

主な変更点は、浄化槽内にポンプを追加する構造変更や、それに伴う地盤改良の追加、また、移設を予定していた受水槽を新設することとなったことから、契約金額を変更するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1 番 池田議員。

○1 番（池田 孝幸君） 私が議員になって、いろいろな案件が出てきています。特に投資的な支出の中で、やはり設計ミスですとか、その他……、設計ミスが多いので、特に投資的な予算は数千万円から数億円になります。これを今後起こさないように、変更変更ではなくて、起こさないような何か施策は考えておりますか。お願いいたします。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

設計ミスというお話だったのですが、今回の工事に関しても、できるだけ工事費用を抑えたいということで設計会社はこちらの意向も酌んで設計をされたということで、結果的には必要な工事であったということではあったわけですが、これから発注する工事に関してですが、期間的なもので請け負ってもらえるかどうか、またお金がかかるところもあるんですが、技術センターさんであるとか、また、専門の方も含めて設計書を見ていただいたりというような手だてで、入札執行時、適正な予定価格をつくれるように、設計を精査していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 1 番 池田議員。

○1 番（池田 孝幸君） 改善のポイントを聞きたかったのですが、今のお答えですとなかなかそこが見えないんですよ。要は、神崎川護岸工事もそうですし、成田神崎線もそうですし、そして今、この道の駅の件もそうです。全部、きちんとチェックして、当初予算をきちんと守って実行するというのが、やっぱり担当者の一つのスキルじゃないかなと思います。

結果、施工のほうからこれでは駄目ですと。安くいいものを納めるというのは、これは当然のことですよ。これは営業あるいは実際に実施する、そういう方にとっても、やはり少ない予算でいいものを納品させる、やるというのは、これは一つ、仕事の

きなポイントですよ。

それを、また変更変更、数千万円アップします、数億円またアップします。これは普通じゃないんですよ。ですから、改善策をきちんと立てて、今後こういうことが起きないようにぜひ実施してほしいということで、何かそういった面での改善策を持っているのかどうか、私は聞いているわけです。

○議長（高柳 智君） 質問ですか、池田議員。同じ質問ということでよろしいですか。

○1番（池田 孝幸君） はい。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

池田議員が今おっしゃったように、少ない予算でいいものをとというお話、こちらもその思いで設計会社と設計の協議を行ってはいます。先ほども申し上げましたとおり、設計を専門的な方であるとかに見ていただいて、チェックしていただくというようなことで対策ができればと考えております。先ほどと同じような回答となります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 1番 池田議員。

○1番（池田 孝幸君） 安くしろとかという話じゃないんですよ。担当が間違えると、数千万円、数億円という金額が、むしろ傍聴者がいれば、税金ですと。私たちの血税なんですと。それを一担当の方が決めているわけでしょう。これはプロじゃなきゃ駄目なんですよ。

だから改善点をきちんと出して、今後こういう形で対処しますということがなければ、また同じことが起きますよ。どうですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

まず、今回の道の駅の改修工事についてですけれども、担当がつくったのではなく、設計会社、要はこれはプロがつくっております。ただ、プロにつくっていただいておりますけれども、そこだけでは不十分なところがあるのではというところで、さらに第三者の方にチェックをいただければというようなご回答をさせていただきました。

以上です。

○議長（高柳 智君） 3回目です。

ほかに質問はございませんか。

3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） すみません、そもそも論なんですけれども、どうしてまずはこ

のポンプの設置が必要になったのか。併せて、地盤を改良しなければいけないという話がありましたけれども、そのポンプが一番大きな要因として地盤の改良工事を行うのか、確認です。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

まず、浄化槽の設置に当たっては、既設管、既にある浄化槽につながっている管、ただ新しい浄化槽につなぎ直しをするというのが工事として必要になります。そちらの埋設管の位置が、竣工図面等を基にして埋設管の高さを当てていたものですが、それが60センチ深かったということで、浄化槽に流入する位置が、当初、自然流下で流せるという位置が60センチ深くなったために、ポンプアップしなくてはならない状況になったということです。

ポンプアップする機械を設置することによって、浄化槽本体の構造も変更になりました。浄化槽本体の自重が増えるような形になりましたので、改めて地盤の調査も行い、地盤改良工事も必要になったというようなことになります。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） 浄化槽自体を60センチ下げるということはできないんですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

こちらの道の駅、これから造成工事を行って、ずっとフラットになっていきます。平らになっていきます。浄化槽だけ下げるとなりますと、そこだけ低くなる、もしくはその上に構造物をつくってということになりますので、実質的にはこのポンプアップの方法が一番適した工法という形になります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） 下げた分だけ上に乗っければいいと思うんですが、そういう工法ってないんでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

検討の中でそういった考え方もあったのですが、結局点検口が必要になってまいりますので、空洞であるとかの形で上に乗せるという工法になってまいりますと、そち

らのほうが金額が上がるという形でした。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第1 議案第32号 工事請負契約の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（高柳 智君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（高柳 智君） 追加日程第2 特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

町道成田神崎線道路新設事業は、主要町道整備事業として長期にわたり事業が進められており、令和6年度神崎町一般会計補正予算（第6号）において、完成までの11年、9億6,464万3,000円の継続費が追加されたことにより、議会としても、この長期で高額となる予算執行を注視していく必要があることから、神崎町議会委員会条例第4条に基づき、議員全員10人の委員で構成する町道成田神崎線建設特別委員会を設置し、町道成田神崎線道路新設事業の事業進行を調査・確認していきます。

期間は、令和9年7月31日までとしたいが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、町道成田神崎線建設特別委員会を設置し、委員の人数を10人、期間は令和9年7月31日までと決定いたします。

◎閉会の宣告

○議長（高柳 智君） 以上で本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、令和7年第1回神崎町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後4時10分）